様式ID	NTA1VNX337010010

★

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（特例措置）

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長		
フリガナ F03	電話番号	F07	――	――		
氏名（届出者） F04	生年月日		元号	年	月	日
		K01				
郵便番号 F05 ―	住所	F06				

租税特別措置法　第70条の７の５第１項
第70条の７の６第１項
第70条の７の８第１項　の規定による　贈与税
相続税　の納税の猶予を引き続いて受けたいので、

次に掲げる税額等について確認し、同条　第６項
第７項
第６項　の規定により関係書類を添付して届け出ます。

非上場株式等の	贈与を受けた 相続（遺贈）があった	年　月　日	平成 令和	年　月　日
贈与者 被相続人	住所		氏名	

この届出書は、特例認定（贈与・相続）承継会社、贈与者・被相続人ごとに作成してください。

１　経営（贈与・相続）報告基準日（以下「基準日」といいます。）　平成・令和　＿＿年＿＿月＿＿日

２　１の基準日における猶予中　贈与税・相続税　額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

３　１の基準日において有する特例対象（受贈・相続）非上場株式等（以下「**非上場株式等**」といいます。）の数又は金額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿株（口・円）

【非上場株式等の内訳等】　※　記載に当たっては、記載要領等の「２」をご覧ください。

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額
イ	・　・			株（口・円）
ロ	・　・			株（口・円）

４　特例認定（贈与・相続）承継会社の名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

５　１の基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該基準日までの間に、特例経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合、差額免除・追加免除に係る贈与税・相続税額の通知があった場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額、差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書（特例措置）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】　特例認定（贈与・相続）承継会社に係る基準日における次に掲げる書類

①　定款の写し

②　株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）

③　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第19項、第22項、第24項若しくは第26項において準用する同条第２項又は同規則第12条第20項、第23項、第25項若しくは第27項において準用する同条第４項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し

④　基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日であり、租税特別措置法施行規則第23条の12の２第17項第５号、同規則第23条の12の３第17項第５号（同規則第23条の12の５第15項において準用する場合を含みます。）の規定に該当する場合（記載要領等の４参照）には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第20条第３項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第14項の確認書の写し

⑤　基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日（基準日が最初の経営（贈与・相続）報告基準日の場合は、贈与税・相続税の申告書の提出期限）の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

⑥　基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、記載要領等の５に掲げる書類

（注）基準日が最初の「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後５年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合は③の書類の提出は必要ありません。

税理士署名		税理士電話番号	――	――

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

(R8.9)